

審 査 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）： 奈良県公安委員会（仮免許証の再交付については、奈良県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 处 理 期 間： 再交付の申請が、当該申請に係る運転免許証を交付した奈良県公安委員会に対して行われた場合にあっては、当該申請の当日中（警察署において申請が行われた場合については、14日）
申 請 先： 申請書は、運転免許証にあっては交通部運転免許課又は警察署交通課（係）の窓口に、仮運転免許証にあっては交通部運転免許課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 交通部運転免許課免許第一係（電話 0744-22-5541）又は各警察署交通課（係）
備 考：